

**平成28年度  
愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会**

**平成29年 2月27日(月) 14:00~**

**松山市民会館 2階 第3会議室**

**愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局**

# 平成28年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会

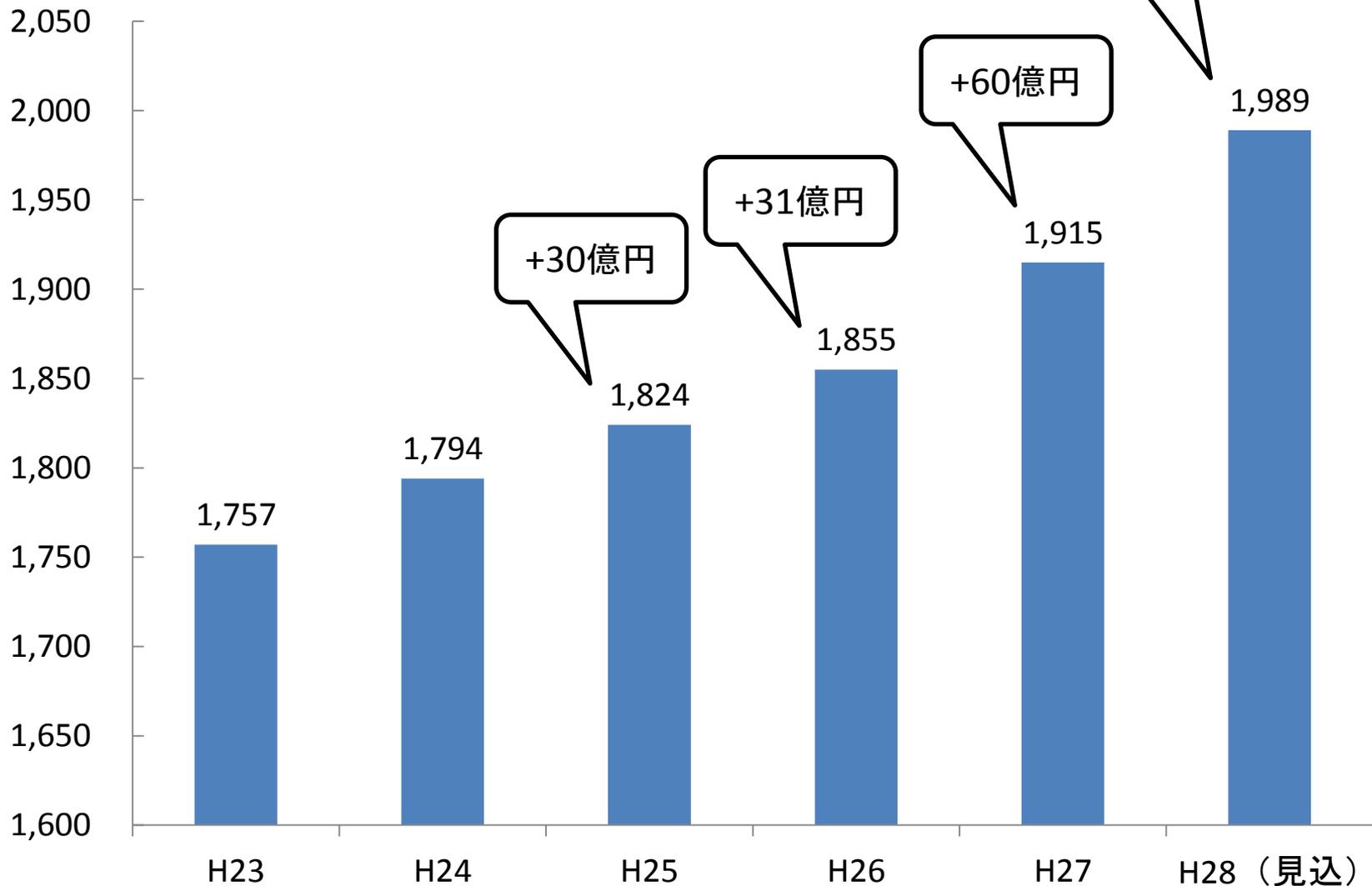
## 【議題】

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 財政状況について ..... | 1  |
| (2) 広域連合の実施事業について  |    |
| 医療費適正化事業について ..... | 6  |
| 歯科口腔健診事業について ..... | 11 |
| (3) 保険料について .....  | 14 |

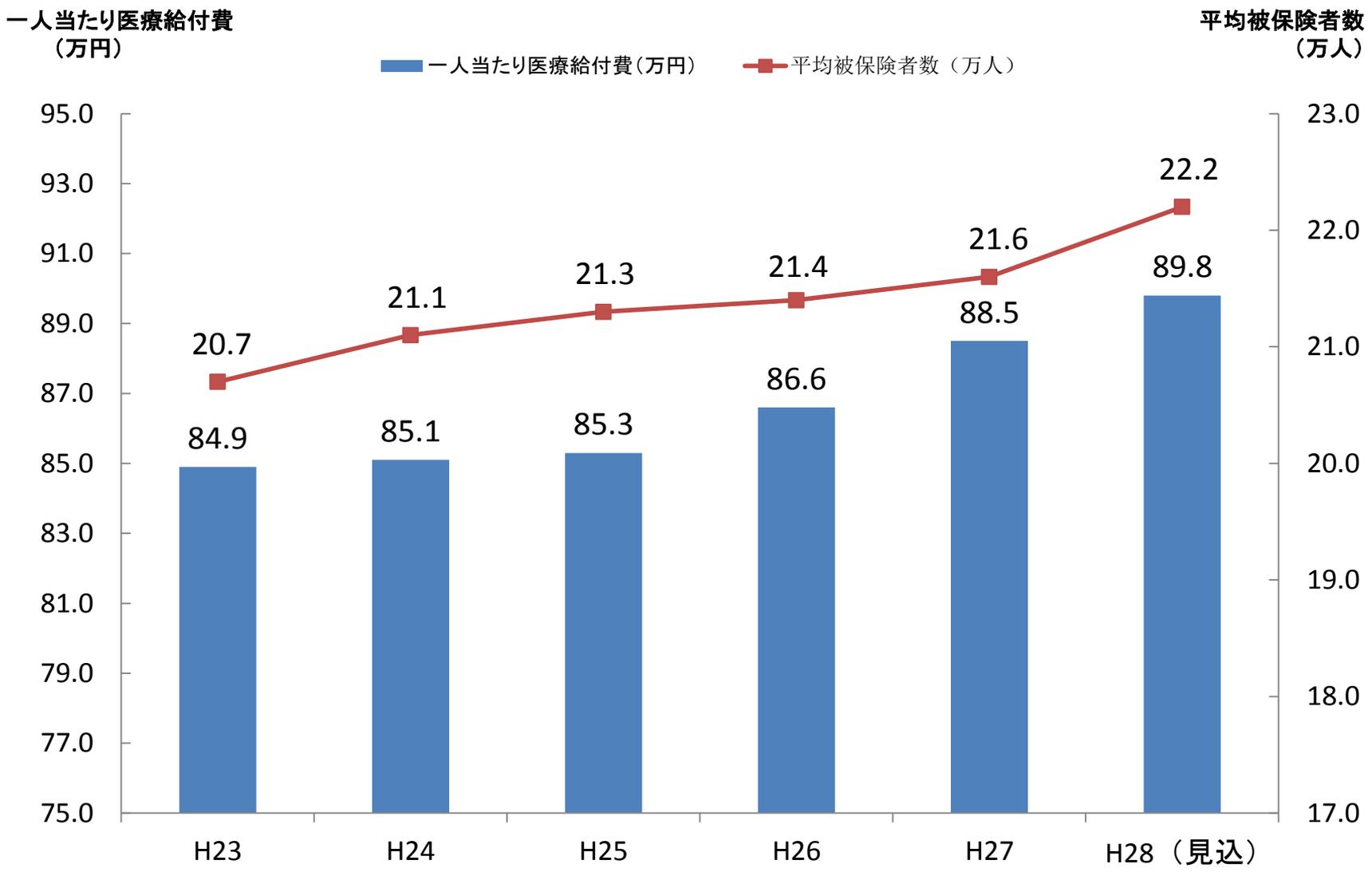
# (1) 財政状況について

# 医療給付費の状況

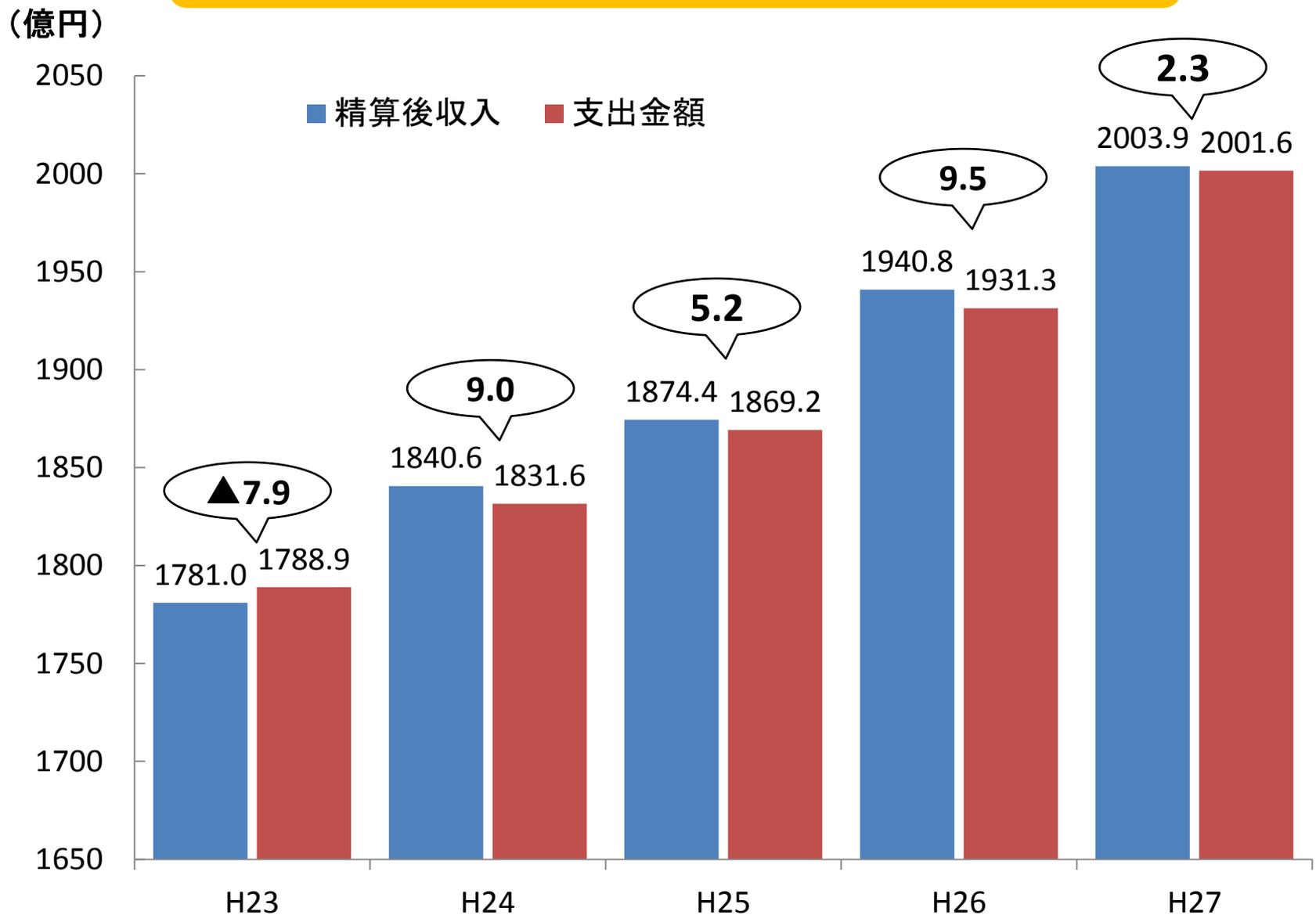
(億円)



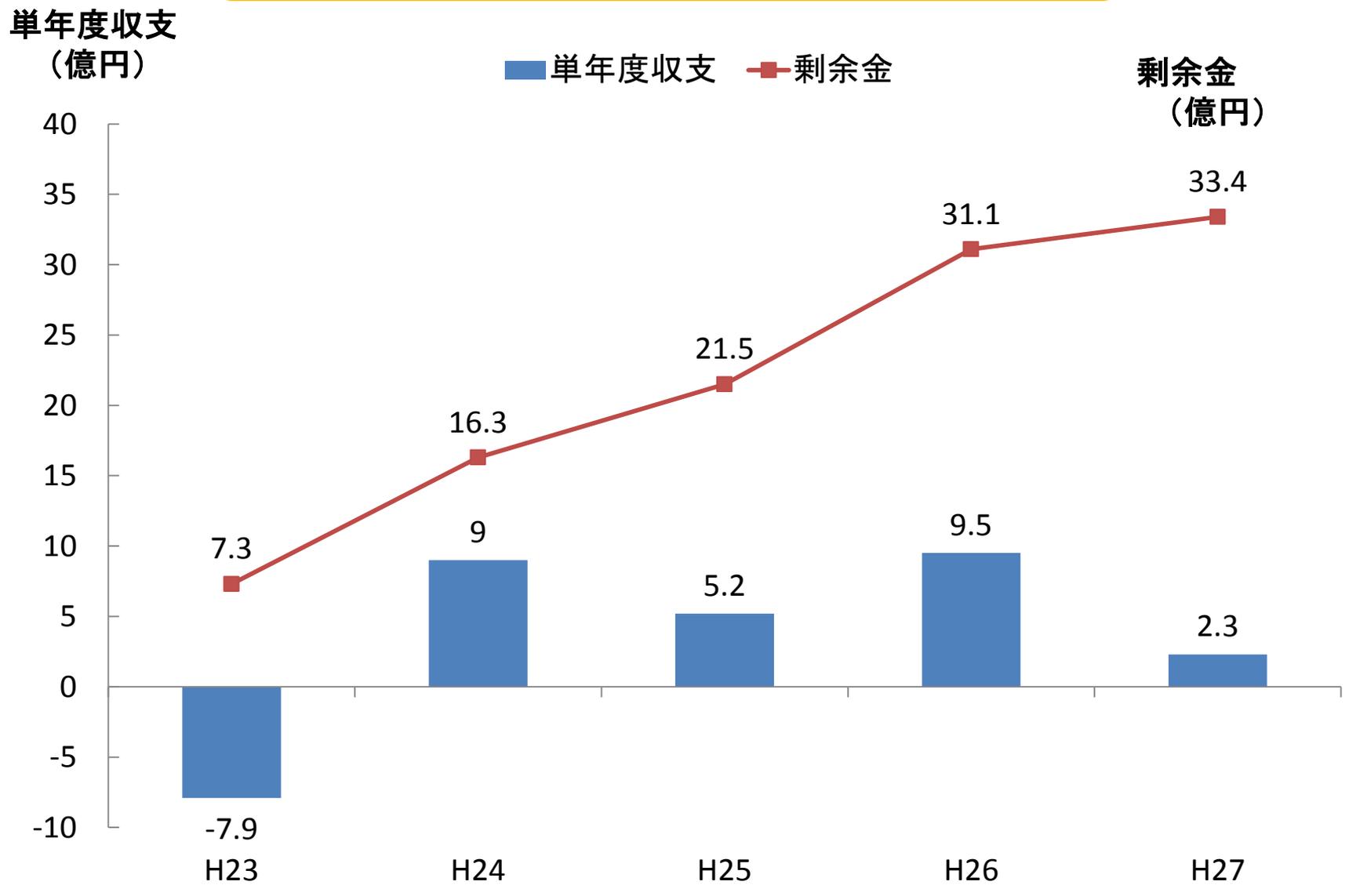
# 一人当たり医療給付費と被保険者数の状況



# 特別会計 単年度収支の決算状況



# 単年度収支と剰余金の状況



## (2) 広域連合の実施事業について

### ○医療費適正化事業について

- ジェネリック医薬品利用差額通知
- 重複・頻回受診者への訪問指導
- レセプト（診療報酬明細書）の点検

# ジェネリック医薬品利用差額通知

- ・服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の本人負担額の差額を通知することによりジェネリック医薬品の利用を促進する

## 【実施状況】

<b>対象者</b>	<p>長期処方に該当し、本人負担の軽減額が100円以上見込める被保険者</p> <p>※平成27年度から院内処方についても対象。 （平成26年度までは院外処方のみを対象）</p> <p>※悪性腫瘍・精神疾患の病名がある等の被保険者は除く。</p> <p>注：長期処方（28日以上）</p>	
<b>通知書類</b>	<p>医薬品名、負担軽減見込額等を記載した案内通知パンフレット（ジェネリック医薬品利用希望カード付）</p>	
<b>送付年月 及び 送付通数</b>	<p>平成24年 7月 … 31, 320通</p> <p>平成24年12月 … 29, 065通</p> <p>平成25年 7月 … 31, 679通</p> <p>平成26年 1月 … 27, 235通</p> <p>平成26年 8月 … 29, 167通</p> <p>平成27年 1月 … 30, 117通</p>	<p>平成27年 8月 … 53, 507通</p> <p>平成28年 9月 … 20, 724通</p> <p>平成28年11月 … 42, 279通</p> <p>平成29年 1月 … 11, 154通</p>

# ジェネリック医薬品利用差額通知の効果

効果測定 診療年月	切替者数	削減効果額(1か月)		利用率 ※ (全体)
		医療費	被保険者負担	
平成24年8月診療	2,847人	6,418,552円	707,807円 (1人当たり 249円)	旧指標 29.0%
平成25年1月診療	1,577人	3,007,787円	331,219円 (1人当たり 210円)	旧指標 29.7%
平成25年8月診療	1,581人	3,073,350円	330,538円 (1人当たり 209円)	旧指標 30.3%
平成26年1月診療	1,266人	2,664,750円	298,413円 (1人当たり 236円)	(旧指標 31.1%) 新指標 42.4%
平成26年8月診療	2,482人	5,168,753円	562,507円 (1人当たり 227円)	(旧指標 33.0%) 新指標 46.1%
平成27年1月診療	2,484人	4,828,790円	531,708円 (1人当たり 214円)	(旧指標 34.4%) 新指標 48.6%
平成27年8月診療	5,365人	14,008,437円	1,174,415円 (1人当たり 274円)	新指標 51.2%
平成28年9月診療	7,876人	12,483,883円	1,424,291円 (1人当たり 181円)	新指標 62.0%

※利用率(数量シェア) 新指標＝「後発医薬品」／(「後発医薬品のある先発医薬品」＋「後発医薬品」)  
旧指標＝「後発医薬品」／「全医療用医薬品」

◆国の目標： 平成29年度中に70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする。

## 重複・頻回受診者への訪問指導

- ・同一月内に同一疾病により複数の医療機関で受診する「重複受診者」及び同一月内に同一診療科目を多数回受診する「頻回受診者」に自宅へ訪問して保健指導等を行う

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者	99人 (松山市)	195人 (県内全域)	135人 (県内全域)	111人 (県内全域)	80人予定 (県内全域)
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「案内文」による事前周知</li> <li>・訪問前に電話連絡により了承をとる</li> <li>・了承者に対し自宅訪問し保健指導を行う</li> </ul>				
効果額 (1か月)	780,000円 (全体)  15,000円 (一人当たり)	4,370,000円 (全体)  36,000円 (一人当たり)	1,633,000円 (全体)  26,000円 (一人当たり)	971,000円 (全体)  37,000円 (一人当たり)	—————

## レセプト（診療報酬明細書）の点検

- ・ 保険医療機関等から提出されたレセプトの内容を点検・審査し誤請求部分を是正し、医療給付の適正化を図る

### 【実施状況】

年 度	是正レセプト件数	レセプト点検効果 (医療費抑制)	レセプト点検効果 (点検員1人当たり/年)
H23	27,000件	2億1,000万円	1,570万円
H24	26,000件	2億7,000万円	1,610万円
H25	33,000件	3億2,000万円	2,280万円
H26	28,000件	2億5,000万円	2,270万円
H27	26,000件	1億9,000万円	1,900万円
H28 (10か月間)	18,300件	1億2,000万円	1,330万円

# ○ 歯科口腔健診事業について

# 歯科口腔健診事業概要について

- ・ 歯や口腔内の健康診査をすることにより、加齢に伴う口腔機能の低下（オーラル・フレイル）を予防し、肺炎等の疾病の罹患予防、ひいては身体機能の衰えの防止に繋げることを目的とする。（平成27年9月開始）

対象者	愛媛県後期高齢者医療の全被保険者
実施方法	愛媛県歯科医師会に委託（加盟の歯科医による健診の実施）
健診料	4,320円／件（自己負担なし）
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県下市町広報誌への周知記事掲載</li> <li>・ ホームページ掲載（県歯科医師会及び広域連合）</li> <li>・ ポスター掲示、チラシ配布（登録医療機関、市町窓口、各種イベント）</li> <li>・ 健康づくり教室等での周知</li> </ul>
受診勧奨	<p>受診勧奨通知発送：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①前年度中に76歳に達した方で半年以上歯科の受診歴がない方</li> <li>②前年度受診者</li> <li>③疾病による受診勧奨（糖尿病有病者）</li> </ul>
実施期間	毎年 6月～翌年2月末（平成27年度は 9月～翌年2月末）

# 歯科口腔健診実施状況について

○勧奨者数・申込者数・受診者数

年 度	勧奨者数	電話等 申込者数	受診者数
平成27年度	7,300	181	527
平成28年度 (H29年1月末現在 H28年12月末まで の受診者数)	9,109	326	513

## (3) 保険料について

# 保険料率等の推移

財政運営期間	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額(円)	41,659	41,227	44,194	45,231	46,308
所得割率	7.85%	7.84%	8.72%	9.05%	9.16%
1人当たり保険料額(円)	49,801	49,213	53,493	53,001	53,191
賦課限度額(円)	50万	50万	55万	57万	57万
平均被保険者数(人) 2年間平均	203,537	210,878	212,811	216,092	222,463
保険料上昇抑制措置 2年間総額	なし	剰余金12億円 基金 7.6億円	基金18億円	剰余金15.5億円 基金 6.68億円	剰余金20.74億円 基金 6.68億円
給付費等費用額(千円) 2年間平均	160,644,791	174,764,715	186,859,866	194,904,899	200,155,228
賦課総額(千円) 2年間平均	15,141,312	15,254,738	16,506,307	17,147,441	17,762,010

※基金とは「愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金」である

# 保険料軽減特例の見直し

## 低所得者の均等割軽減

軽減割合	軽減対象となる所得基準(世帯主と被保険者)
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+(26.5万円※×被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(48万円※×被保険者数)以下

※平成29年度から26.5万円 ⇒ 27万円、48万円 ⇒ 49万円に改正

保険者の基盤安定のための措置

財政負担

市・町 1/4

県 3/4

約  
46億円

## 低所得者の軽減特例措置

【所得割】

基礎控除後の総所得金額 58万円以下

算出所得割額を5割軽減

【均等割】

7割軽減

さらに

世帯所得合計  
0円

9割軽減  
(2割上乘せ)

上記以外

8.5割軽減  
(1.5割上乘せ)

制度当初の激変緩和措置

財政負担

国負担

約  
14億円

## 低所得者の軽減特例措置の見直し内容

### 所得割軽減

平成29年度  
5割軽減 ⇒ 2割軽減

平成30年度以降  
2割軽減 ⇒ 軽減なし

$$580,000円 \times 9.16\% = 53,128円$$

5割軽減	=	26,564円	}
2割軽減	=	10,625円	



最大 15,939円 (2年間で26,564円) の負担増

(注)ただし、料率の改正がないものとした場合

### 均等割軽減

**29年度は据え置き**

介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直し予定



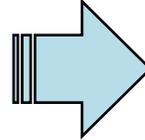
**最終的に、本来の7割軽減へ**

9割軽減 (4,630円)	⇒	7割軽減 (13,890円)	現行の3倍の保険料
8.5割軽減 (6,940円)	⇒	7割軽減 (13,890円)	現行の2倍の保険料

## 元被扶養者であった被保険者の保険料軽減

元被扶養者 … 後期高齢者医療制度に加入する前日に  
会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった被保険者

所得割 ⇒ 賦課しない  
均等割 ⇒ 5割軽減



加入後2年間の措置

特例措置

所得割 ⇒ 賦課しない  
均等割 ⇒ 9割軽減

当分の間(延長)

## 特例措置の見直し

所得割 当面賦課しない (さらに延長)

資格取得後2年を経過した被保険者の均等割軽減

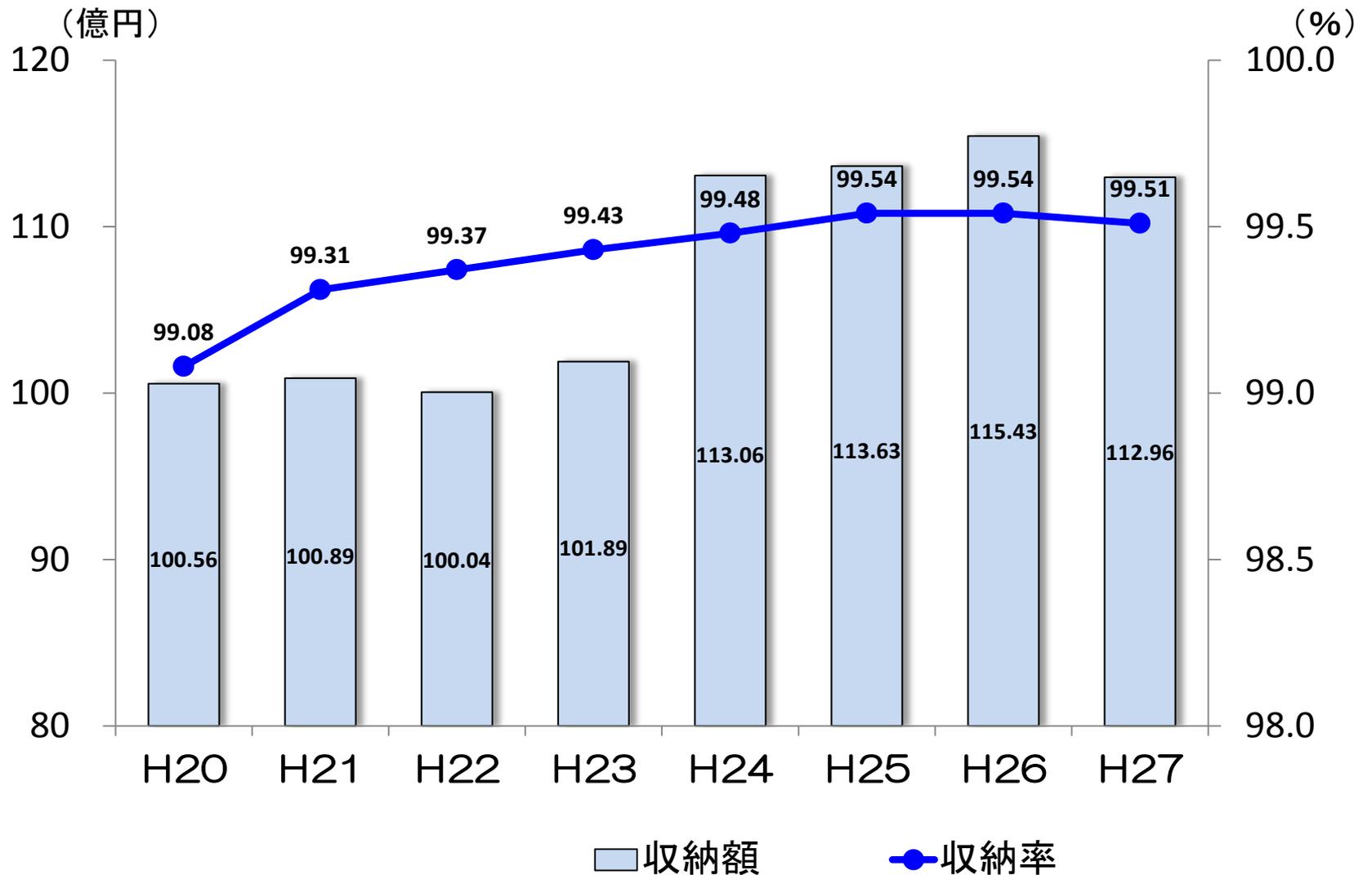
平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減
平成31年度	軽減なし

(注) 低所得者の軽減に該当しない元被扶養者に限る。

所得割の賦課開始時期は  
引き続き検討!

# 保険料収納率の推移

NO.19



# 平成27年度 市町別保険料収納率

市町名	H26	H27	差
松山市	99.42%	99.41%	-0.01%
今治市	99.48%	99.51%	0.03%
宇和島市	99.50%	99.59%	0.09%
八幡浜市	99.71%	99.86%	0.15%
新居浜市	99.61%	99.34%	-0.27%
西条市	99.43%	99.62%	0.19%
大洲市	99.50%	99.35%	-0.15%
伊予市	99.80%	99.71%	-0.09%
四国中央市	99.61%	99.34%	-0.27%
西予市	99.79%	99.83%	0.04%

市町名	H26	H27	差
東温市	99.89%	99.80%	-0.09%
上島町	100.00%	100.00%	0.00%
久万高原町	99.94%	99.98%	0.04%
松前町	99.98%	99.88%	-0.10%
砥部町	99.19%	99.61%	0.42%
内子町	99.88%	99.88%	0.00%
伊方町	99.63%	99.31%	-0.32%
松野町	99.45%	98.40%	-1.05%
鬼北町	99.96%	99.70%	-0.26%
愛南町	99.70%	99.74%	0.04%
県全体	99.54%	99.51%	-0.03%

※現年分保険料に対する収納率